

うるま市告示第166号

うるま市共同堆肥舎実証整備事業補助金交付要綱一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年9月30日

うるま市長 中村 正人

うるま市共同堆肥舎実証整備事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

うるま市共同堆肥舎実証整備事業補助金交付要綱（令和8年うるま市告示第149号）の一部を次のように改正する。

改正後	現行
（趣旨） 第1条 この告示は、物価高騰の影響を受ける化学肥料から畜産由来の堆肥への転換を目的とする共同堆肥舎及び機械設備の整備に要する費用に対し、予算の範囲内において、うるま市共同堆肥舎実証整備事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することとし、その交付に関しては、うるま市補助金等交付規則（平成17年うるま市規則第47号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。 （補助対象事業） 第2条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、市内における複数の畜産農家から排出される家畜排せつ物を堆肥化し、その堆肥の利用又は地域内における堆肥の流通を促進することを目的とした共同堆肥舎及び機械設備を整備する事業とする。 （補助金の交付申請） 第7条 [略]	（趣旨） 第1条 この告示は、物価高騰の影響を受ける化学肥料から畜産由来の堆肥への転換を目的とする共同堆肥舎の整備に要する費用に対し、予算の範囲内において、うるま市共同堆肥舎実証整備事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することとし、その交付に関しては、うるま市補助金等交付規則（平成17年うるま市規則第47号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。 （補助対象事業） 第2条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、市内における複数の畜産農家から排出される家畜排せつ物を堆肥化し、その堆肥の利用又は地域内における堆肥の流通を促進することを目的とした共同堆肥舎を整備する事業とする。 （補助金の交付申請） 第7条 補助金の交付を申請しようとする補助対象者は、共同堆肥舎実証整備事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げ

(1) [略] ア 補助対象事業の概要（整備する施設及び機械設備の役割、補助対象経費の内訳及び財源等） イ ～ ク [略] (2) ～ (4) [略] 2 [略]	る書類を添えて、市長に提出しなければならない。 (1) 次のアからクまで掲げる事項が記載された事業計画書 ア 補助対象事業の概要（整備する施設の役割、補助対象経費の内訳及び財源等） イ ～ ク [略] (2) ～ (4) [略] 2 [略]
備考 1 現行の欄に掲げる規定を改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。 2 表中の [] の記載は注記である。	

別表を次のように改める。

別表（第4条関係）

補助対象経費	説明
工事請負費	共同堆肥舎及びこれに附帯する施設（機材保管庫、資材置き場等）の新築又は増改築に必要な工事に要する経費
委託料	補助対象事業の遂行に必要な設計、監理その他の業務の一部を第三者に委託するために支払われる経費
備品購入費	家畜排せつ物の堆肥化又は当該堆肥の利用若しくは流通に必要な機械設備等の購入に要する経費
その他	上記に掲げるもののほか、補助対象事業の遂行のために特に必要と市長が認めた経費

附 則

この告示は、令和8年10月1日から施行する。